

氷見市災害対応資金保証料補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市災害対応資金保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設をいう。
- (2) 災害対応資金 富山県が、自然災害により被災した中小企業者を対象として設けた県制度融資「災害対応資金」であって、「令和8年8月27日から的大雨に伴う災害」（以下「本災害」という。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、令和8年8月27日から県内全域の被災中小企業者を融資対象に適用したものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、本災害により市内において被災した中小企業者の資金繰りを支援し、もって事業の継続及び雇用の維持を図り本市の商工業を振興するため、災害対応資金を利用して融資を受けた者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（交付を受けることができる者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 災害対応資金を利用して融資を受けた者であること。
- (2) 本災害により事業所等に被害を受け、当該被害について市長から災証明書（被災届出証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けた中小企業者であること。
- (3) 当該融資に係る保証料について、国、県その他の地方公共団体から補助金その他これに準ずる給付を受けておらず、かつ、受ける見込みがない者であること。
- (4) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、融資を受ける際に富山県信用保証協会に支払った保証料に相当する額とする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市災害対応資

金保証料補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、融資実行日から2月を経過する日（当該日が令和9年3月31日後となる場合にあっては、同日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第2号）
- (2) 信用保証書及び信用保証料の支払を証する書類の写し
- (3) 被災証明書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（調査）

第8条 市長は、補助金に関し必要があると認めたときは、申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は前条の規定による求めに応じないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が繰上償還、保証条件の変更その他の理由により富山県信用保証協会から保証料の返戻を受けたときは、当該返戻を受けた額の範囲内において、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月7日から施行し、令和8年8月27日から適用する。